

環境活動計画書を作成するにあたっての指針

令和5年4月1日

豊橋市工場立地法に基づく準則等を定める条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の適用を受ける者が同条第2項に規定する環境活動計画書を作成するにあたっての指針を次のとおり定める。

条例第6条第1項に規定する環境保全に寄与する取組（以下「環境保全取組」という。）に関する項目は次のとおりとする。環境保全取組の実施基準は、市長が別に定める。

- 1 みどりと調和した働く場の推進
- 2 エコ通勤の推進
- 3 エコドライブの実施
- 4 ゼロカーボンに資する設備の導入
- 5 意識啓発・社内活動の実施
- 6 地域貢献活動の実施
- 7 その他

上記に掲げるもののほか、市長が適切と認めるもの